

先に結論ありき



— 事件をふり返って —



■■■■

■■■■
員 成田 誠

会 員 鈴木 典行

I ■■■■事件の背景

■■■■事件は、タレント議員の学歴詐称事件として大きくマスコミに報道された事件であり、予断と偏見に満ちたマスコミ報道が大きく先行し、その結果、国会議員の経歴詐称事件(公職選挙法235条1項)としてはじめて起訴されるに至った事件として極めて特異な背景を持った事件であった。

このような事件背景のため、■■■■氏が起訴された時点におけるマスコミ報道は、「孤立無援で法廷闘争」「言い訳せず素直に」「『辞めやあ』の声地裁包囲」等々、全て■■■■氏の有罪を前提にした報道であり、このため■■■■氏を取り巻く状況は、同人が裁判において事実関係を争うことどころか、裁判を受けることさえ許されない異常な雰囲気であった。

そして、本来法廷に提出された証拠に基づいて厳格な事実認定を行っていかなければならない裁判所までが、「被告人有罪」の予断を持ったのである。例えば、第一審裁判所の裁判官は、第一回公判期日前に行われた準備手続における弁護側との期日の指定を巡る攻防の中で、思わず「マスコミにもあれだけ書かれているのに、一体何を争うのですか」と「被告人有罪」を前提にした発言をしたのである。

このように、■■■■事件は、何ら証拠に基づかない予断と偏見に満ちたマスコミ報道とそれに呼応して従来の起訴基準を無視して公訴

提起した検察、さらにマスコミに感化された裁判所が、証拠や被告人、弁護人の主張を十分吟味・検討することなく、弁護人からの被告人の弁護権・防禦権を行使するために最低限度必要と予想される期日についての要請も一切無視し、ただ公職選挙法235条の(百日裁判)の規定を形式的に適用して判決するに至ったのである。

この結果、■■■■事件は、「本件事件において間接正犯が成立するか」、公職選挙法235条1項にいう「当選を得る目的とは」、同条にいう「経歴とは」等々法律解釈としても極めて難しい論点を含むものである上、事実認定においても起訴事実と真向うから対立・矛盾する数々の証拠が存在し、その証拠の取捨選択、評価を含め困難な論点が数々あるにもかかわらず、そのいずれに対しても十分な検討がなされることなく、「百日裁判」の規定の形式的適用と「被告人有罪」の結論先にありきの極めて杜撰な法律解釈・事実認定によって、弁護側の反証に対して何ら説得的理由付けがなされないまま、予想されたとおりに「被告人有罪」の判決が下されたのである。

II 判決の問題点

このような経緯の中でなされた、第一審判決、控訴審判決及び最高裁判決は、以下のような数々の問題点を含むものとなっている。

1 公職選挙法235条の2(百日裁判)の規定を形式的・機械的に運用し、■■■■氏の弁護権・防禦権を侵害してなされた判決であること。

2 マスコミ報道に追従して、一人■■■■氏に対してのみ不平等な公訴の提起がなされたものであること。

3 第一審判決にあつては、間接正犯を成立させせんがために「概括的行為支配」という極めて無限定な概念(これだと「故意のない道具」による間接正犯の範囲が無限定に拡大する)を用いたりし、控訴審判決では、現在の選挙運動の

実態が、特に政党公認候補の場合においては、政党が中心となって行っているという社会的実態(特に、**〇〇**氏のように初めて選挙に立候補した人物にとっては選挙運動のイロハの意味もわからないものである)を無視し、さらに控訴審判決が認定するような証拠も全くないにもかかわらず、**〇〇**氏を選挙運動の主体と認定し、実際の選挙日から一年も前の、未だ候補者として公認される以前の行為をとらえて、**〇〇**氏には間接正犯が成立するとしたり、従来判例・学説理論とは大きく矛盾する法律解釈をしていること。

4 公職選挙法235条1項の「当選を得る目的」について、本条においてなぜ主観的違法要素としての「当選を得る目的」を必要とされているのかという点について弁護側が指摘した問題点について何ら法律的検討を加えることなく、この問題を単なる事実問題に置き換えた上、さらに、現実の選挙運動の実態についての具体的検討も一切なされないまま**〇〇**氏には「当選を得る目的」があったとする強引な事実認定をしていること。

5 **〇〇**氏が主張した**〇〇**大学における有力者推薦入学の存在が証明され、さらに同人が**〇〇**大学へ入学したことを示す証拠が存在し、加えて長期間**〇〇**大学校友会のOBとして活躍していた事実があるにもかかわらず、**〇〇**氏の「**〇〇**大学入学」及び「**〇〇**大学へ入学したと認識していた事実」を十分検討することなく一方的に排斥した事実認定をしていること。

6 本件事件について、**〇〇**が中心となっ
て行なった取調べ対策(いわゆる「口裏合わせ」)に基づいてなされた**〇〇**党職員及び**〇〇**氏の供述のうち、**〇〇**氏を有罪とするためには欠くことのできない供述のみを合理的な理由もなく信用できるとして採用して、被告人の有罪を認定していること。特に、右職員が被告人の事務所にあるプロフィールを参照し

て第一の経歴書を作成したと認めながら、なお、**〇〇**氏による口頭での学歴伝達の実実を認める根本的論理矛盾。

7 公職選挙法235条1項の「経歴」の解釈について、弁護側の主張を十分検討することなく、無限定的に多少でも「選挙人の投票に関する公正な判断に影響を及ぼす可能性のあるもの」なら経歴に該当するとし、安易に「スイス留学」の実実も同条の経歴に該当するとしたこと。

III 民主主義が危ない

このように、**〇〇**事件は多くの極めて難しい刑法学上の論点を含む事件であるうえ、さらに事実認定においても第一審及び控訴審判決が認定する「**〇〇**氏による口頭での学歴伝達、経歴書の再確認」の実実も極めて不自然・不合理な矛盾を含むものであった。

ところが、最終審である最高裁判所においても、第一審裁判所、控訴審裁判所のように「百日裁判」の規定を形式的に適用することによって、**〇〇**氏や弁護人が主張する数々の問題点・矛盾点について全く答えることなくヤミに葬るような形で判決したのは極めて残念なことである。

〇〇事件を担当して、本来は民主主義のルールに従い選挙民が判断する事項に対し、本件のような形で司法が介入するようなことが続けば、「民主主義が危ない」ということを切実に感じる。

編集チームからのお詫びと訂正

刑事弁護ニュース 9号の表紙解説において、「本会員の7%強の会員が、本庁の全国選事件の55%もの事件を受任している状態は、多くの問題を孕む…」とすべきところ、「…全国選事件の55%もの事件を多くの問題を孕む…」となっております。

ここにお詫びして訂正させていただきます。